

## 〔 共 通 事 項 〕

項 目	頁
I 震災の復旧・復興の推進等	
1 熊本地震の復旧・復興の推進……………	1
2 東日本大震災の復興の推進……………	1
3 国土強靱化及び防災・減災対策の推進……………	1
II 地方分権改革の推進及び国・地方を通ずる財政健全化	
1 地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減等……………	1
2 地方公共団体の自主的な行財政改革への協力及び財政負担増等を伴う施策の抑制等……………	1
3 国庫補助負担金の整理合理化等……………	1
III 国・地方公共団体間の財政秩序の確立等	
1 国庫補助負担金等に係る超過負担の解消等……………	2
2 国庫支出金の性格に応じた改革の推進等……………	2
3 国と地方公共団体の財政負担の適正化……………	2
4 国の施策に関連して設立された第三セクター等の経営健全化の取組への協力…	2

## 〔 個 別 事 項 〕

省 庁 名	項 目	頁
内 閣 官 房	1 社会保障制度の更なる改革……………	3
	2 地方創生推進交付金制度の改善等……………	3
内 閣 府	1 社会保障の充実施策の円滑な推進……………	3
	2 子ども・子育て支援に係る財政措置等……………	3
	3 地方創生推進交付金制度の改善等……………	3
	4 PPP／PFIの推進……………	3
	5 特定有人国境離島地域に係る施策の財政措置……………	4
文部科学省	1 教職員定数の増加の抑制……………	4
	2 社会保障の充実施策の円滑な推進……………	4
	3 子ども・子育て支援に係る財政措置等……………	4

省庁名	項 目	頁
厚生労働省	1 社会保障の充実施策の円滑な推進……………	4
	2 子ども・子育て支援に係る財政措置等……………	5
	3 医療・介護サービスの提供体制改革等……………	5
	4 国民健康保険新制度への円滑な移行等……………	5
	5 乳幼児医療費助成に係る国庫負担金減額調整措置の見直し等……………	5
	6 介護保険制度の安定的な運営の推進等……………	6
	7 生活困窮世帯等の子どもの学習支援……………	6
	8 特定有人国境離島地域に係る施策の財政措置……………	6
農林水産省	1 直轄事業の見直し……………	6
	2 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善……………	6
	3 特定有人国境離島地域に係る施策の財政措置……………	7
林 野 庁	1 林業公社の抜本的な経営対策等の推進……………	7
	2 地球温暖化対策の推進……………	7
水 産 庁	特定有人国境離島地域に係る施策の財政措置……………	7
経済産業省	1 地球温暖化対策の推進……………	7
	2 特定有人国境離島地域に係る施策の財政措置……………	8
資源エネルギー庁	特定有人国境離島地域に係る施策の財政措置……………	8
国土交通省	1 直轄事業の見直し……………	8
	2 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善……………	8
	3 特定有人国境離島地域に係る施策の財政措置……………	8
	4 社会資本整備総合交付金制度の改善等……………	9
環 境 省	1 地球温暖化対策の推進……………	9
	2 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分に係る行政代執行に対する財政措置……………	9

## 【共通事項】

「経済財政運営と改革の基本方針 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）に盛り込まれた「経済・財政再生計画」等を踏まえ、以下の事項について所要の措置を講じられたい。

### I 震災の復旧・復興の推進等

#### 1 熊本地震の復旧・復興の推進

熊本地震からの復旧・復興の推進については、個別具体的な被害状況や必要となる復旧事業等の内容を詳細に点検・精査し、各地方公共団体の財政状況に丁寧に目配りする中で、国庫補助負担金等の拡充・強化を図るなど、必要な財政措置を講じられたいこと。

また、被災した地方公共団体の意見を十分に踏まえ、国庫補助負担金等の交付の早期化や提出書類の簡素化等の必要な措置を講じられたいこと。

#### 2 東日本大震災の復興の推進

東日本大震災からの復興支援については、「「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 28 年 3 月 11 日閣議決定）に基づく復興・創生期間の事業が円滑に推進されるよう、引き続き国庫補助負担金等の交付の早期化及び被災団体の事務負担の軽減を図られたいこと。

#### 3 国土強靱化及び防災・減災対策の推進

国土強靱化に関する施策及び南海トラフ地震や首都直下地震等に関する防災・減災対策について、国として、その責務に応じ、所要の財源を確保されたいこと。

### II 地方分権改革の推進及び国・地方を通ずる財政健全化

#### 1 地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減等

地方公共団体の自由度を拡大し自主性・自立性の強化を図る見地に立って、地方分権改革の推進が地方創生における重要なテーマに位置付けられていることも十分に踏まえ、国から地方への事務・権限の移譲等、国と地方の役割分担の見直しや、更なる義務付け・枠付けの見直しを進められたいこと。また、地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減や必置規制の見直し等を積極的に行われたいこと。さらに、事務事業の廃止・縮小等を徹底して行われたいこと。その際、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

なお、事務事業の廃止・縮小等を行う場合には、その旨が明らかになるよう法令等により所要の措置を講じられたいこと。

#### 2 地方公共団体の自主的な行財政改革への協力及び財政負担増等を伴う施策の抑制等

組織・機構の簡素合理化など地方公共団体の自主的・主体的な行財政改革の取組に積極的に協力するとともに、地方公共団体の財政負担の増加、職員数の増加を伴う施策については、厳に抑制されたいこと。やむを得ず、法令の改正等に伴い事務量・職員数の増加が見込まれる場合にあっては、他の施策で必ず減員措置を講じ、地方公共団体の適正な定員管理に支障を来すことのないようにされたいこと。

#### 3 国庫補助負担金の整理合理化等

国庫補助負担金については、整理合理化や補助条件の見直し等を積極的に推

進し、地方公共団体の自由度の拡大に努められたいこと。

### Ⅲ 国・地方公共団体間の財政秩序の確立等

#### 1 国庫補助負担金等に係る超過負担の解消等

国庫補助負担金等に係る地方公共団体の超過負担については、実態の把握を行い、これに基づき具体的な措置を講じ、その完全解消に格段の努力を払われたいこと。

#### 2 国庫支出金の性格に応じた改革の推進等

「経済財政運営と改革の基本方針 2016」において、法令等により必ず支出することになっている国庫支出金については、「制度全体の検討を進めることで、制度ごとに予算の有効活用や政策目的の実現を図っていく」とされている一方、地方の裁量度の高い国庫支出金については、「その政策目的が実現したかどうかを地方自治体ごとに評価する指標（国庫支出金のパフォーマンス指標）の設定・評価のための分野横断的仕組みを構築する」とされている。

このことを踏まえ、国庫負担金については、国と地方との役割分担を前提に国が義務的に支出する経費であることから、パフォーマンス指標の対象から除くとともに、制度全体の検討を進めるに当たっては、地方への負担転嫁とならないよう、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

#### 3 国と地方公共団体の財政負担の適正化

地方公共団体に権限及び責任のない事務事業に係る経費については、国と地方公共団体との間の財政秩序を維持する見地から、地方公共団体に財政負担を求めることのないようにされたいこと。

#### 4 国の施策に関連して設立された第三セクター等の経営健全化の取組への協力

地方公営企業、地方公社及び第三セクターは、地域において住民の暮らしを支える重要な役割を担っているが、経営が悪化した場合に地方公共団体の財政に影響を及ぼすことがないように、「経済財政運営と改革の基本方針 2016」等を踏まえ、引き続き徹底した効率化・経営健全化を図る必要がある。

このことを踏まえ、土地開発公社や地方道路公社、地方住宅供給公社、林業公社等、国の施策に関連して設立された第三セクター等の効率化・経営健全化の取組に対しては、必要な支援を行うなど積極的に協力されたいこと。

## 【個別事項】

(内閣官房)

### 1 社会保障制度の更なる改革

「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」(平成 25 年法律第 112 号)に基づき、社会保障制度改革推進会議において、平成 37 年を展望した社会保障制度の更なる改革を検討する際には、子育て、医療、介護等の社会保障の多くが地方公共団体を通じて国民に提供されており、地方公共団体の役割も極めて大きいことから、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

### 2 地方創生推進交付金制度の改善等(同旨内閣府)

地方創生推進交付金については、地方の意見を十分に踏まえ、更に対象事業の要件の緩和や交付の早期化、事務手続きの簡素化・合理化等を図られたいこと。

また、地方公共団体が安定的・継続的に事業を執行できるよう、引き続き所要の国費を確保されたいこと。

(内閣府)

### 1 社会保障の充実施策の円滑な推進(同旨文部科学省、厚生労働省)

消費税率(国・地方)の 10%への引上げについては、平成 31 年 10 月まで 2 年半延期するとされたところであるが、地方においては、子ども・子育て支援をはじめとして更なる社会保障の充実に取り組みつつあり、これらの施策の実施に支障が生じることのないよう、所要の財源を確保されたいこと。その際、地方に負担を転嫁するような制度改正等を行うことのないようにされたいこと。

### 2 子ども・子育て支援に係る財政措置等(同旨文部科学省、厚生労働省)

子ども・子育て支援新制度について、国として、引き続き、事業の実施主体である地方への適切な支援を行うとともに、利用者や事業者等の関係者に対するきめ細かな広報・周知により新制度の理解促進に努め、制度の定着を図られたいこと。

また、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)も踏まえ、保育等の量的拡充及び職員配置の充実等の質の向上並びに人材確保のための保育士の処遇改善も含めた新制度について、地方負担分も含め、所要の安定財源を確保されたいこと。

さらに、認定こども園の施設整備費補助は一元化されておらず、交付事務が煩雑であるなどの新制度の施行に伴う課題について、引き続き実効性のある運用改善措置を講じられたいこと。

このほか、同プランに位置付けられている幼児教育の段階的無償化に当たっては、子ども・子育て支援新制度の施行の状況やシステム改修等、地方公共団体における実務への影響も踏まえ、その仕組みを早期に示すとともに、所要の安定財源を確保されたいこと。

### 3 地方創生推進交付金制度の改善等(同旨内閣官房)

地方創生推進交付金については、地方の意見を十分に踏まえ、更に対象事業の要件の緩和や交付の早期化、事務手続きの簡素化・合理化等を図られたいこと。

また、地方公共団体が安定的・継続的に事業を執行できるよう、引き続き所要の国費を確保されたいこと。

### 4 PPP/PFIの推進

PPP/PFIの推進については、「経済財政運営と改革の基本方針 2016」及

び「日本再興戦略 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）を踏まえ、PPP/PFI 手法導入の優先的検討の仕組みの構築・運用、地域の民間事業者の案件形成力を高める地域プラットフォームの形成・活用に関する支援を行うほか、PPP/PFI の導入に先行して取り組む地方公共団体への支援策を検討するなど、地方公共団体における PPP/PFI の導入が進むよう、必要な措置を講じられたいこと。

5 特定有人国境離島地域に係る施策の財政措置（同旨厚生労働省、農林水産省、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省）

「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」（平成 28 年法律第 33 号）に基づき、平成 29 年 4 月から施行される新たな特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する施策の実施については、必要な財政措置を講じられたいこと。

（文部科学省）

1 教職員定数の増加の抑制

教職員定数については、国・地方を通じた厳しい財政状況や「経済財政運営と改革の基本方針 2016」等を踏まえ、教職員数の増加を伴う施策について、改善増を真に必要なものに限るなど、地方公共団体の適正な定員管理及び人件費の抑制に支障を来すことのないように、厳に抑制されたいこと。

2 社会保障の充実施策の円滑な推進（同旨内閣府、厚生労働省）

消費税率（国・地方）の 10%への引上げについては、平成 31 年 10 月まで 2 年半延期するとされたところであるが、地方においては、子ども・子育て支援をはじめとして更なる社会保障の充実に取り組みつつあり、これらの施策の実施に支障が生じることのないよう、所要の財源を確保されたいこと。その際、地方に負担を転嫁するような制度改正等を行うことのないようにされたいこと。

3 子ども・子育て支援に係る財政措置等（同旨内閣府、厚生労働省）

子ども・子育て支援新制度について、国として、引き続き、事業の実施主体である地方への適切な支援を行うとともに、利用者や事業者等の関係者に対するきめ細かな広報・周知により新制度の理解促進に努め、制度の定着を図られたいこと。

また、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）も踏まえ、保育等の量的拡充及び職員配置の充実等の質の向上並びに人材確保のための保育士の処遇改善も含めた新制度について、地方負担分も含め、所要の安定財源を確保されたいこと。

さらに、認定こども園の施設整備費補助は一元化されておらず、交付事務が煩雑であるなどの新制度の施行に伴う課題について、引き続き実効性のある運用改善措置を講じられたいこと。

このほか、同プランに位置付けられている幼児教育の段階的無償化に当たっては、子ども・子育て支援新制度の施行の状況やシステム改修等、地方公共団体における実務への影響も踏まえ、その仕組みを早期に示すとともに、所要の安定財源を確保されたいこと。

（厚生労働省）

1 社会保障の充実施策の円滑な推進（同旨内閣府、文部科学省）

消費税率（国・地方）の 10%への引上げについては、平成 31 年 10 月まで 2 年半延期するとされたところであるが、地方においては、子ども・子育て支援をは

じめとして更なる社会保障の充実に取り組みつつあり、これらの施策の実施に支障が生じることのないよう、所要の財源を確保されたいこと。その際、地方に負担を転嫁するような制度改正等を行うことのないようにされたいこと。

## 2 子ども・子育て支援に係る財政措置等（同旨内閣府、文部科学省）

子ども・子育て支援新制度について、国として、引き続き、事業の実施主体である地方への適切な支援を行うとともに、利用者や事業者等の関係者に対するきめ細かな広報・周知により新制度の理解促進に努め、制度の定着を図られたいこと。

また、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）も踏まえ、保育等の量的拡充及び職員配置の充実等の質の向上並びに人材確保のための保育士の処遇改善も含めた新制度について、地方負担分も含め、所要の安定財源を確保されたいこと。

さらに、認定こども園の施設整備費補助は一元化されておらず、交付事務が煩雑であるなどの新制度の施行に伴う課題について、引き続き実効性のある運用改善措置を講じられたいこと。

このほか、同プランに位置付けられている幼児教育の段階的無償化に当たっては、子ども・子育て支援新制度の施行の状況やシステム改修等、地方公共団体における実務への影響も踏まえ、その仕組みを早期に示すとともに、所要の安定財源を確保されたいこと。

## 3 医療・介護サービスの提供体制改革等

医療・介護サービスの多くは地方公共団体を通じて提供されるものであることから、その提供体制の改革を推進するに当たっては、地方の意見を十分に踏まえた上で、実効性のあるものとされたいこと。特に、慢性期の医療・介護ニーズに対応するサービス提供体制のあり方を検討するに当たっては、医療計画・介護保険事業（支援）計画との整合性等に留意しつつ、地方と十分に協議を行われたいこと。

さらに、医療・介護サービスの提供体制改革のための地域医療介護総合確保基金については、必要な事業を円滑に実施できるよう、引き続き所要の国費を確保されたいこと。

## 4 国民健康保険新制度への円滑な移行等

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第31号）に基づき、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となる新制度へ円滑に移行できるよう、「医療保険制度改革骨子」（平成27年1月13日社会保障制度改革推進本部決定）に沿った財政支援の拡充により国民健康保険の財政基盤を強化しつつ、引き続き、制度及び運用並びに保険者努力支援制度等の財政支援の詳細について、地方と十分に協議を行うとともに、制度改正に伴い必要となるシステム関係経費については、国において所要の財源を確保されたいこと。

また、医療費適正化を推進する観点から、特定健康診査及び特定保健指導の国庫負担について、地方公共団体に超過負担が生じている状況を踏まえ、実態の把握を行い、所要の国費を確保するとともに、重症化予防等の取組を推進する地方公共団体への適切な支援を行われたいこと。

## 5 乳幼児医療費助成に係る国庫負担金減額調整措置の見直し等

乳幼児医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置については、「ニッポン一億総活躍プラン」において、「子どもの医療制度の在り方等に関する

る検討会での取りまとめを踏まえ、国民健康保険の減額調整措置について見直しを含め検討し、年末までに結論を得る」とされていることを踏まえ、地方の意見を十分に聞きながら検討を進め、廃止するなどの見直しをされたいこと。

また、乳幼児医療費の自己負担のあり方について、医療保険制度を含む全国的な制度での対応もあわせて検討されたいこと。

## 6 介護保険制度の安定的な運営の推進等

第7期（平成30年度～平成32年度）の介護保険制度の検討に当たっては、介護給付費の動向や被保険者の負担等を把握の上、地方の意見を十分に踏まえ、制度の安定的かつ健全な運営が可能となるよう適切な措置を講じられたいこと。

特に、地域包括ケアシステムの推進については、高齢者の自立支援・介護予防に取り組む好事例の横展開等、地方公共団体の取組に対する支援の充実を図るとともに、自立支援と介護の重度化防止を推進するための地方公共団体の取組に対する支援について検討されたいこと。

また、「ニッポン一億総活躍プラン」において人材確保のために行うとされている介護人材の処遇改善に当たっては、地方負担分も含め、所要の安定財源を確保されたいこと。

## 7 生活困窮世帯等の子どもの学習支援

「生活困窮者自立支援法」（平成25年法律第105号）に基づく子どもの学習支援事業については、「ニッポン一億総活躍プラン」に掲げられている目標の達成に向けて、地方公共団体が必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の国費を確保されたいこと。

## 8 特定有人国境離島地域に係る施策の財政措置（同旨内閣府、農林水産省、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省）

「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」（平成28年法律第33号）に基づき、平成29年4月から施行される新たな特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する施策の実施については、必要な財政措置を講じられたいこと。

（農林水産省）

### 1 直轄事業の見直し（同旨国土交通省）

直轄事業については、地方分権改革推進委員会の「国直轄事業負担金に関する意見」（平成21年4月24日）及び「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）を踏まえ、その縮減に取り組まれたいこと。

また、地方公共団体に対する説明責任の観点から、現行の直轄事業の計画・実施・変更に係る地方公共団体との事前協議については、地方の意見を十分反映できるように、協議の方法や回数等の工夫によりその内容を充実させるとともに、あらかじめ十分な時間的余裕をもって行われたいこと。

さらに、当初計画における工期及び事業費を超えて事業が行われることがないように、効率的な事業執行及びコスト縮減を徹底されたいこと。

### 2 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善（同旨国土交通省）

後進地域における開発指定事業に係る補助率差額については、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令」（昭和36年政令第258号）第3条第2項の規定により例外的に認められる翌々年度交付が常

態化していることから、事業実施主体の財政運営に支障が生じないように、原則である事業年度の翌年度に交付されたいこと。

3 特定有人国境離島地域に係る施策の財政措置（同旨内閣府、厚生労働省、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省）

「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」（平成28年法律第33号）に基づき、平成29年4月から施行される新たな特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する施策の実施については、必要な財政措置を講じられたいこと。

（林野庁）

1 林業公社の抜本的な経営対策等の推進

林業公社の経営対策については、不採算分収林の区分と契約解除等に向けた取組を支援する「分収林契約適正化事業」を積極的に推進し、契約解除に伴う義務的繰上償還（補償金なし）を進めるなど、一層の債務返済が図られるよう取り組むとともに、引き続き、より効率的かつ効果的な対策を検討されたいこと。

特に、林業公社の更なる経営改善のため、利子負担軽減対策として、利率の高い日本政策金融公庫資金の繰上償還（補償金なし）や無利子である森林整備活性化資金の拡充等について、引き続きその実現に向け努力されたいこと。

あわせて、林業公社の廃止等により都道府県が引き受けた債務についても、一層の債務返済及び利子負担軽減が図られるよう効果的な対策を検討されたいこと。

2 地球温暖化対策の推進（同旨経済産業省、環境省）

地球温暖化対策の推進に向けて、エネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出抑制のための木質バイオマスのエネルギー利用や木材のマテリアル利用を普及していくことは、森林吸収源対策の推進にも寄与することから、「経済財政運営と改革の基本方針2016」等を踏まえ、経済産業省、環境省、林野庁の3省庁において連携し、地球温暖化対策のための税について、その本格的な普及に向けたモデル事業や技術開発、調査への活用の充実を図られたいこと。

また、市町村が主体となった森林・林業施策を推進するため、「林地台帳の整備等今後の森林整備の推進に向けた協議の場」等を通じて、地方の意見を十分に踏まえ、市町村と都道府県との連携や市町村の体制強化、林地台帳の情報を活用した今後の森林整備の推進方策等について検討されたいこと。

（水産庁）

特定有人国境離島地域に係る施策の財政措置（同旨内閣府、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省）

「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」（平成28年法律第33号）に基づき、平成29年4月から施行される新たな特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する施策の実施については、必要な財政措置を講じられたいこと。

（経済産業省）

1 地球温暖化対策の推進（同旨林野庁、環境省）

地球温暖化対策の推進に向けて、エネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出抑制のための木質バイオマスのエネルギー利用や木材のマテリアル利用を普及していくことは、森林吸収源対策の推進にも寄与することから、「経済財政運営と改革の基本方針2016」等を踏まえ、経済産業省、環境省、林野庁の3省庁において連携し、地球温暖化対策のための税について、その本格的な普及に向けたモデル事業や技術開

発、調査への活用の充実を図られたいこと。

また、市町村が主体となった森林・林業施策を推進するため、「林地台帳の整備等今後の森林整備の推進に向けた協議の場」等を通じて、地方の意見を十分に踏まえ、市町村と都道府県との連携や市町村の体制強化、林地台帳の情報を活用した今後の森林整備の推進方策等について検討されたいこと。

## 2 特定有人国境離島地域に係る施策の財政措置（同旨内閣府、厚生労働省、農林水産省、水産庁、資源エネルギー庁、国土交通省）

「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」（平成 28 年法律第 33 号）に基づき、平成 29 年 4 月から施行される新たな特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する施策の実施については、必要な財政措置を講じられたいこと。

（資源エネルギー庁）

特定有人国境離島地域に係る施策の財政措置（同旨内閣府、厚生労働省、農林水産省、水産庁、経済産業省、国土交通省）

「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」（平成 28 年法律第 33 号）に基づき、平成 29 年 4 月から施行される新たな特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する施策の実施については、必要な財政措置を講じられたいこと。

（国土交通省）

### 1 直轄事業の見直し（同旨農林水産省）

直轄事業については、地方分権改革推進委員会の「国直轄事業負担金に関する意見」（平成 21 年 4 月 24 日）及び「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成 25 年 12 月 20 日閣議決定）を踏まえ、その縮減に取り組まれたいこと。

また、地方公共団体に対する説明責任の観点から、現行の直轄事業の計画・実施・変更に係る地方公共団体との事前協議については、地方の意見を十分反映できるように、協議の方法や回数等の工夫によりその内容を充実させるとともに、あらかじめ十分な時間的余裕をもって行われたいこと。

さらに、当初計画における工期及び事業費を超えて事業が行われることがないように、効率的な事業執行及びコスト縮減を徹底されたいこと。

### 2 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善（同旨農林水産省）

後進地域における開発指定事業に係る補助率差額については、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令」（昭和 36 年政令第 258 号）第 3 条第 2 項の規定により例外的に認められる翌々年度交付が常態化していることから、事業実施主体の財政運営に支障が生じないように、原則である事業年度の翌年度に交付されたいこと。

### 3 特定有人国境離島地域に係る施策の財政措置（同旨内閣府、厚生労働省、農林水産省、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁）

「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」（平成 28 年法律第 33 号）に基づき、平成 29 年 4 月から施行される新たな特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する施策の実施については、必要な財政措置を講じられたいこと。

#### 4 社会資本整備総合交付金制度の改善等

社会資本整備総合交付金については、地方の意見を十分に踏まえつつ、平成 28 年度から実施している政策的に優先すべき事業を明確化した上で重点的に交付金を配分する取組を進めるとともに、所要の国費を確保されたいこと。

なお、交付金の重点配分の対象となる好事例の横展開についても取り組まれたいこと。

(環境省)

##### 1 地球温暖化対策の推進（同旨林野庁、経済産業省）

地球温暖化対策の推進に向けて、エネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出抑制のための木質バイオマスのエネルギー利用や木材のマテリアル利用を普及していくことは、森林吸収源対策の推進にも寄与することから、「経済財政運営と改革の基本方針 2016」等を踏まえ、経済産業省、環境省、林野庁の3省庁において連携し、地球温暖化対策のための税について、その本格的な普及に向けたモデル事業や技術開発、調査への活用の充実を図られたいこと。

また、市町村が主体となった森林・林業施策を推進するため、「林地台帳の整備等今後の森林整備の推進に向けた協議の場」等を通じて、地方の意見を十分に踏まえ、市町村と都道府県との連携や市町村の体制強化、林地台帳の情報を活用した今後の森林整備の推進方策等について検討されたいこと。

##### 2 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分に係る行政代執行に対する財政措置

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成 13 年法律第 65 号）の改正により、都道府県等が高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分に係る代執行を行うことができることとされたが、そのために必要な支援について、地方の意見を十分に踏まえて検討するとともに、必要な財政措置を講じられたいこと。